

化学物質の適正な管理に関する指針

施行 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 41 条の規定により、化学物質の適正な管理に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

1 取り扱う化学物質の把握

事業所において取り扱うすべての化学物質を対象とし、取扱量、物理化学的性状、有害性等の基本情報を収集・整理する。

- (1) 取扱化学物質製品の成分、物理化学的性状、危険性及び有害性、関連する法規、災害及び事故の事例・未然防止対策等の情報の収集及び整理に努めること。
- (2) 情報の収集、整理に当たっては、国等のデータベース、文献等の確かな情報を得ることができる情報源及び機関を調査・選定し、得られた情報を自ら評価し、体系的に整理すること。
- (3) これらの情報は、定期的に更新すること。

2 事業所において適正管理する化学物質の評価及び選定

対象とした化学物質の中から環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から積極的に適正管理を行う化学物質を選定する。

なお、選定にあたっては、P R T R 法に定める特定化学物質、大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質及び土壌汚染対策法に定める特定有害化学物質等を参考にして、取扱量及び有害性を評価して決める。

※ P R T R 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）

- (1) 事業所内に化学物質の危険性及び有害性を検討・評価する組織を設け、危険性及び有害性を評価するための基準（「評価基準」）を定めること。
- (2) 対象とした化学物質について評価基準に基づき、事業所において積極的に適正管理する化学物質を評価・選定すること。
- (3) 評価・選定した化学物質については、本指針に基づき適正管理を実施すること。
- (4) 新規に導入しようとする化学物質、使用量を大幅に増加しようとする化学物質、使用条件の変更を行うようとする化学物質については、「評価基準」により検討を行うこと。
- (5) 代替物質を導入する場合は、使用する化学物質の危険性及び有害性等を評価し、より危険性及び有害性等の低い物質を導入すること。なお、科学的知見が得られていない又は不十分であるために規制の対象となっていない物質の導入は避けることが望ましい。
- (6) 「評価基準」の作成に当たっては、特に次の事項について留意すること。
 - ア 屋外等開放系で使用する化学物質については、環境中での挙動及び人又は生態系への影響に注意すること。
 - イ 生産工程中の化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術又は機器の情報並びに危険性及び有害性の低い代替物質の情報を収集すること。
 - ウ 排出ガス、排水及び廃棄物中の化学物質の回収、除去及び処理のための技術及び設備の情報を収集すること。
 - エ 危険性及び有害性等のある化学物質を含む製品については、流通、使用、消費された後、廃棄物となつて処理及び処分される場合の環境安全対策についても配慮するよう努めること。
 - オ 製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）について考慮し情報を収集すること。

3 化学物質の適正管理のための方策

化学物質の排出による環境汚染の未然防止及び環境への負荷低減の観点から、事業内容、事業所の形態等に応じ、事業所における化学物質の適正管理の方策を策定する。

作成にあたっては、P R T R法・I S O 1 4 0 0 1の考え方を参考にする。

(1) 基本方針・目標の策定

ア 事業所における化学物質管理の現状を把握し、適正に管理するための目標を設定し、化学物質を適正に管理するための目標に向けた基本方針を定めること。

イ 化学物質適正管理のための基本方針の実現に向け、目標達成のための具体的内容及び達成する時期を定めた実施計画を策定すること。

ウ 目標の達成に向けて、実施計画の実行に努めること。

エ 実施計画の進捗状況について自己審査をするとともに、必要に応じて実施計画を修正すること。

(2) 管理組織の整備

ア 化学物質の適正管理について事業所全体で取り組むために、事業部門、環境安全部門、経営部門等を包括した組織を整備すること。

イ 組織の整備に当たっては、各部門の責任者、役割分担、連絡体制等を明確にし、事業所の長から各部門の担当者に至るまで十分な意志疎通を図ることが可能な組織とすること。

ウ 化学物質を取り扱う部門の責任者の選任に当たっては、取り扱う化学物質の性状及び取扱施設・設備の管理等に関して、必要な知識や経験等を有する者とすること。

(3) 管理規程類の整備

ア 事業所内の組織及びその職務の内容並びに化学物質の取扱い及び管理方法等を定めた規程類を整備すること。

イ 事業所で定める規程類には次の事項を含めること。

(ア) 化学物質の適正管理に係る組織及びその職務の内容

(イ) 各部門毎の化学物質取扱及び管理方法等

(ウ) 従業員等に対する定期的な研修

ウ 管理規程類の整備に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) 理解しやすく、実行できる取扱規準とすること。

(イ) 規程類の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。

(4) リスク管理

ア 取り扱う化学物質のリスク評価については、「化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成 17 年神奈川県告示第 13 号）に基づく安全性影響度の評価」を参考にし、その結果をもとに環境リスクの低減のための管理目標を定めるよう努めること。

イ 事業所内の適切な箇所に管理体制図、化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の操作・点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知徹底を図ること。

ウ 従業員等に対し計画的かつ定期的に環境の保全のための対策の必要性及び内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理の仕組みを従業員等に十分理解させ、適正管理を実施させること。

エ リスク管理を行うにあたっては、次の点に留意すること。

(ア) 化学物質の過剰な保管を避けるとともに、地形等を考慮し、環境上特に配慮すべき地域又は施設への環境汚染防止対策をリスク評価の観点から見直すこと。

(イ) 化学物質による土壌汚染の早期発見及び地下水汚染の未然防止や拡大防止のため、取扱いのある有害な化学物質の使用履歴をもとに、事業所内の土壌や地下水調査等の実施及び汚染の有無の実態把握を行うこと。

(ウ) 化学物質の排出及び漏出を監視する設備の設置を検討すること。

(エ) 排出ガス及び排出水の濃度等の測定結果と、排出口における自主管理目標値と比較評価することにより、目標値達成にむけた排出抑制を行うこと。

4 化学物質を安全に取り扱うための行動

化学物質適正管理のための方策に基づき、具体的に実施すべき行動を定め、実施し、その結果をチェックする。

(1) 取扱量等の把握と記録

- ア 取り扱う化学物質について、受入れ、保管、使用、出荷、排出及び廃棄の量及び方法を把握すること。
- イ 主要な作業工程については、工程ごとの使用量及び排出量の把握を行うこと。
- ウ 混合物については、その成分ごとに量を把握すること。
- エ 化学物質の環境中への排出（漏出を含む。）及び廃棄の量の把握については次の点に留意すること。
 - (ア) 排出ガス及び排出水中の濃度測定により、化学物質の大気及び水への排出量並びに廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握する場合は、測定頻度及び測定精度に配慮すること。
 - (イ) 化学物質の使用量等からの推計により、化学物質の大気及び水への排出量並びに廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握する場合は、精度を高める推計方法について配慮すること。
 - (ウ) 化学物質の排出量及び廃棄物中への移動量の把握を直ちに行うことが困難な事業所においては、使用量が多い化学物質、危険性及び有害性の高い化学物質、開放系で使用している化学物質から順次把握に努めること。
- オ 化学物質の取扱量、排出濃度の測定結果等については整理して記録を保存すること。

(2) 排出削減

- ア 作業工程の見直し改善、密閉系での使用、化学物質の使用量・排出量の少ない機器の導入及び適正な維持管理等により、化学物質の排出削減に努めること。
- イ 化学物質の排出削減については、事業所で取り扱う環境リスクの高い化学物質を優先し、順次計画すること。なお、化学物質の削減については、危険性及び有害性の低い代替物質の導入が効果的であるが、代替物質の環境への負荷低減についても考慮すること。
- ウ 製造工程や取扱いの際の反応等（燃焼を含む。）に伴って生成される副次的生成物（非意図的生成物を含む。）については、リスク評価に基づき排出の削減に努めること。
- エ 化学物質を排出する場合は、化学物質の回収、除去、処理のための技術及び設備の導入を検討すること。
- オ 化学物質の回収、除去、処理のための設備については、適正な維持管理を行うとともに、より効果的な機器の導入について検討すること。
- カ 化学物質の環境中への排出を抑制するとともに、漏出を早期に発見するため、化学物質の受入れ、保管、使用及び出荷の量の把握を徹底すること。

(3) 廃棄物管理

- ア 化学物質を含む廃棄物の発生の抑制に努めること。
- イ 化学物質を含む廃棄物の適正な処理を行うこと。
- ウ 化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、受託業者の廃棄物処理に係る許可等の確認をすること。

(4) 点検・見直し

- ア 環境安全上特に注意を要する物質については、環境リスクを考慮した排出量及び排出濃度の自主管理目標を設定し、目標値達成に向けて排出抑制に努めること。
- イ 取り扱う化学物質に応じ、排出ガス及び排出水の定期的な自主測定に努めること。
- ウ 環境リスクを考慮した自主管理目標の達成状況について、定期的に点検を行い、適正管理のための方策及び自主管理目標について評価・見直しを行うこと。

5 化学物質漏出を伴う事故に対する行動

化学物質の適正管理を日常行うとともに、災害及び事故に伴う化学物質の漏出による環境汚染を最小限に抑えるための防止対策を実施し、事故が発生したときの対応方法を事前に構築する。

(1) 漏出事故の未然防止

- ア 災害及び事故に伴う化学物質漏出による環境汚染を最小限に抑えるため、事前に想定した事故の規模に応じた対応体制・連絡体制等の対応措置をあらかじめ作成すること。
- イ 化学物質による環境汚染を伴う災害及び事故を未然に防止するための作業規準を作成し、施設の保守及

び点検等を確実に行うこと。また、不適切な取扱いを防止するための化学物質取扱規準等の表示を徹底すること。

ウ 化学物質漏出を伴う災害及び事故の事例を収集し整理するとともに、飛散・流出防止設備・機材の整備及び取扱現場における想定訓練に役立てること。

エ 化学物質の漏出事故が発生した場合においても、環境汚染を最小限に抑えるための飛散・流出防止設備・機材等を配備すること。また、事故が発生した場合に速やかに対応するため、定期的に現場訓練を実施すること。

オ 化学物質の排出量及び漏出を監視する設備の設置に努めること。

カ 危険性及び有害性の高い化学物質を使用する事業所については、製造、輸送、保管、使用、出荷、廃棄等の事業所外も含むすべての場面において、災害及び事故を想定し、化学物質による環境汚染を回避する対策を講じること。

キ 危険性及び有害性の高い化学物質を使用する事業所については、事業所に近接する飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（「配慮施設等」）の位置及び連絡先を確認しておくこと。

(2) 事故時の対応

ア 化学物質の漏出事故が生じたまたは生ずる恐れがある場合、直ちに現場での応急措置に努めるとともに、事故等の規模を判断し、速やかに事故の規模に応じた事業所内の対応体制を立ち上げること。

イ 化学物質の漏出事故が生じたまたは生ずる恐れがある場合、事業所周辺への環境汚染の拡大を防止するとともに、速やかに関係機関及び近隣配慮施設等に必要な情報を連絡すること。

ウ 漏出事故により飛散・流出した化学物質による環境汚染については、原状回復に努めること。

エ 化学物質の漏出事故が生じた場合、漏出事故発生の経過・原因・漏出量・汚染の範囲・被害の程度等について調査を行い、再発防止策を検討するとともに、その全ての内容を記録しておくこと。

オ 市長からの求めに応じ、上記内容を「化学物質漏出事故等報告書」として提出すること。

6 化学物質取扱情報の提供・共有化

化学物質に係る適正管理の状況について市長からの求めに応じて提供するとともに、市民に対して提供しよう努める。

(1) 市民への情報の提供

ア 化学物質の管理状況に対する市民の理解を深めるため、情報を提供する窓口や問い合わせ窓口の設置等必要な体制を整備すること。

イ 地域住民に対して、事業所の化学物質に関する取組状況の情報提供を定期的に行う等、平常時からコミュニケーションの確保に努めること。

ウ 地域住民等をはじめとする市民の理解を増進するため、必要な教育及び研修を行い、人材の育成に努めること。

(2) 情報の共有

ア 事業所が取り扱う化学物質の自主管理の状況及び市民への情報提供の状況把握のため、市長が行う立入調査等に協力するとともに、必要に応じて化学物質取扱状況等の報告書を提出すること。

イ 化学物質の適正管理のための方策及び安全に取り扱うための行動等について、その概要をとりまとめること。なお、書式については明示されているものがあれば参考にすること。

ウ 化学物質を取り扱う事業所は、関連企業に対してこの指針に定める化学物質の適正管理を実施するための技術的支援を行うよう努めること。